
相続診断士 試験問題

(試験時間 60分)

<注意事項>

- ①試験問題は、試験監督者の指示があるまで開かないでください。
- ②試験問題用紙は、問題用紙と解答用紙からなっています。解答はすべて解答用紙に記入してください。
- ③解答用紙に、氏名を必ず記入してください。
- ④問題数（＝解答数）は合計60問、答えは第1問、第2問、第3問、第6問は二肢択一式、第4問は三肢択一式、第5問は四肢択一式です。
- ⑤法令に基づく試験問題は、2020年1月1日現在施行（法令の効力が発効）の法令に準拠しています。
- ⑥試験問題の内容に関する質問には一切お答えできません。
- ⑦問題用紙に印刷の不鮮明や乱丁・落丁があった場合は、お申し出ください。
- ⑧携帯電話の電源は切っておいてください。
- ⑨不正行為があった場合は、試験を停止させていただきます。
- ⑩その他、退室等は試験監督者の指示に従ってください。

第1問 次の関連業法とコンプライアンスに関する各文章を読んで正しいものまたは適切なものには○を、誤っているものまたは不適切なものには×を、解答用紙に記入しなさい。（各1点）

- (問1) 弁護士資格を有しない相続診断士が、相続に関する個別法律相談会を開催することは、弁護士法に抵触するおそれはない。
- (問2) 弁護士資格を有しない相続診断士が、相続関連セミナーの講師を務めた際に、一般的な法律解釈であれば、弁護士法に抵触しない。
- (問3) 公正証書遺言の証人は、弁護士と司法書士のみが行うことができる。
- (問4) 争いが起きそうな相続の相談を受けた場合、相続診断士は、公正証書遺言の作成に助言をした場合、弁護士法に抵触する。
- (問5) 税理士資格を有しない相続診断士が、有償で税務セミナーを開催することは、税理士法に抵触しない。
- (問6) 税理士資格を有しない相続診断士が、顧客から相続税の質問に対して、税法の一般的な解説をした場合、無償であっても税理士法に抵触する。
- (問7) 税理士資格を有しない相続診断士が、顧客から家族構成や財産のヒアリングを行い、相続税の試算をしても、無償であれば税理士法に抵触しない。
- (問8) 司法書士資格を有しない相続診断士が、遺産分割協議により不動産の名義を被相続人から相続人へ変更する相続登記（権利登記）の申請の相談に応じても、無償であれば司法書士法に抵触しない。
- (問9) 相続診断士は、相続人の委任を受け、固定資産評価証明書を取得することができる。
- (問10) 相続診断士は、顧客との契約により任意後見人となることができる。

第2問 次の相続の関連法規に関する各文章を読んで、正しいものまたは適切なものには○を、誤っているものまたは不適切なものには×を、解答用紙に記入しなさい。(各2点)

(問11) 相続は死亡によって開始するほか、普通失踪の場合は、失踪宣告後5年経過も死亡に含まれ相続開始の原因となる。

(問12) 相続人となるべき者が亡くなっている場合において、その者の子供が相続人となることを代襲相続という。

(問13) 相続の限定承認は、相続人全員が共同して法務局へ申述しなければならない。

(問14) 相続人は相続開始の時から、被相続人の一身に専属したものを除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。

(問15) 被相続人が生活保護法に基づき生活保護を受けていた場合、その保護受給権は相続の対象となる。

(問16) 相続開始前に遺留分の放棄をすることはできない。

(問17) 遺産分割の効力は相続開始時にさかのぼってその効力を生じる。

(問18) 相続人が相続の放棄をする場合は、相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内に、相続人全員へ書面にて意思表示しなければならない。

(問19) 遺言は18歳に達した者が作成した場合に限り、法的に効力のある遺言となる。

(問20) 公正証書遺言を作成した場合、内容を変更するときは、新しい公正証書遺言を作成すればよい。

(問21) 法定相続人が配偶者と被相続人の兄弟姉妹の場合、配偶者に全財産を遺贈する旨の遺言があっても、兄弟姉妹は遺留分相当の財産を取り戻すことができる。

(問22) 戸籍上配偶者でない事実婚であった者に財産を分与したいときは、遺言書を作成しておくことが望ましい。

(問23) 法定後見制度は本人の判断力に応じて、後見と保佐の2類型に区分されている。

(問24) 任意後見制度において、法人は任意後見人になることができない。

第3問 次の各文章を読んで、正しいものまたは適切なものには○を、誤っているものまたは不適切なものには×を、解答用紙に記入しなさい。(各2点)

(問25) 相続放棄した者は、生命保険金の受取人となることができない。

(問26) 葬儀の際、香典として受け取った金銭は、相続税の対象とならない。

(問27) 被相続人の死亡後1年以内に支給が確定した死亡退職金は、非課税限度額を超えた部分の金額が、相続税の課税対象となる。

(問28) 法定相続人が4人の場合の、相続税の基礎控除額は5,400万円である。

(問29) 相続税がかからない場合でも、相続税の申告書の提出が必要となることがある。

(問30) 被相続人の保証債務は、相続税の計算上、債務控除することができる。

(問31) 相続の遺産分割対策は、相続争いや相続人間のトラブルを防止する手段として重要な対策で、「遺言書の活用」「生前贈与」「財産の組換え」などがある。

(問32) 相続税対策において、生前贈与は贈与税の税率が相続税の税率より高いので、相続税対策にならない。

(問33) 生命保険金には、相続税の非課税枠があるので、生命保険の利用は、相続税対策として有効である。

(問34) 贈与税の配偶者控除には、同一の配偶者から居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与について、上限額の2,000万円に達するまでであれば、何度でも適用を受けることができる。

(問35) 孫への贈与は、相続を1回飛ばすことになるので、相続税対策として有効である。

(問36) 2,500万円を超える財産の相続時精算課税制度による生前贈与は、適用を受けた贈与財産に相続税も課税されることになり、二重課税となるので相続税がかかる場合にはやらない方がよい。

(問37) 相続開始前5年以内に、法定相続人に贈与された贈与財産の価額は、被相続人の相続税の計算上課税価格に加算され、相続税が課税される。

(問38) 生前贈与を行う場合、贈与契約書を作成しないと、贈与が否認される可能性がある。

(問39) 相続税対策において不動産を贈与する場合は、なるべく評価額を上げ資産価値を高めてから贈与する方が有益である。

(問40) 相続税対策において、未上場会社の自社株の生前贈与は、なるべく株価が高い時に行った方が有利である。

**第4問 次の各文章の1～3の中から正解肢を選び、その番号を解答用紙に記入しなさい。
(各1点)**

(問41) 法定相続人に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 相続順位において、配偶者は第一順位となる。
2. 相続順位において、代襲相続により相続人となった孫は第二順位となる。
3. 相続順位において、兄弟姉妹は第三順位となる。

(問42) 遺産分割協議に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 共同相続人中に財産を取得しない者がいるような遺産分割協議であっても、その遺産分割は有効である。
2. 共同相続人中に財産を取得しない者がいる場合には、その者は遺産分割協議書に署名押印をする必要がない。
3. 遺産分割協議は、法定相続分に拘束されることはない。

(問43) 自筆証書遺言に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 自筆証書遺言は必ず自筆でなければならず、本人(遺言作成者)からの依頼で司法書士が代筆で作成しても、法的に無効となる。
2. 自筆証書遺言の押印は、拇印でも有効である。
3. 弁護士が立ち会えば、家庭裁判所の検認の手続きは不要となる。

(問44) 公正証書遺言に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 公正証書遺言は、公証役場に行かないとできない。
2. 公正証書遺言は、家庭裁判所の検認の手続きは不要となる。
3. 公正証書遺言は、2人以上の証人が必要である。

(問45) 遺留分の割合に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 相続人が配偶者と子のみの場合、相続人全体の遺留分は2分の1である。
2. 相続人が直系尊属のみの場合、相続人全体の遺留分は3分の1である。
3. 相続人が兄弟姉妹のみの場合、相続人全体の遺留分は4分の1である。

(問46) 相続税及び贈与税に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 死因贈与は、相続税の課税対象となる。
2. 保証債務は、相続税の計算上、債務控除することができる。
3. 負担付贈与は、贈与税が課税されることはない。

(問47) 相続税の債務控除に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 被相続人の未払い医療費は、債務控除の対象となる。
2. 被相続人が生前に購入した墓の代金の未払い分は、債務控除の対象となる。
3. 遺言執行における弁護士費用は、債務控除の対象となる。

(問48) 相続税の財産評価に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 家屋は課税時期の取引価格で評価される。
2. 使用貸借に係る宅地の権利において借地権は発生しないので、その宅地は自用地として評価される。
3. 更地であった宅地に賃貸マンションを建築した場合、その宅地は貸家建付地として評価される。

(問49) 相続税の財産評価に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 上場株式の評価は、取得価格により評価する。
2. 土地の評価は、路線価方式又は倍率方式により評価する。
3. ゴルフ会員権の評価は、取得価格により評価する。

(問50) 贈与税に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 法人から個人が贈与を受けた場合、贈与税でなく所得税が課税される。
2. 贈与税の基礎控除額は110万円なので、贈与者一人あたり年間110万円までの贈与に関しては、贈与税がかからない。
3. 個人からの借入金を債務免除してもらった場合には、原則として贈与税の対象となる。

(問51) 贈与税の配偶者控除に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 贈与税の配偶者控除は、婚姻期間が30年以上でなければ本制度の適用を受けることができない。
2. 贈与税の配偶者控除は、居住用不動産の贈与しか適用を受けることができない。
3. 贈与の日から3年以内に贈与した配偶者が死亡した場合に、本制度の適用を受けて非課税となった部分については、相続開始前3年以内の生前贈与加算の適用はない。

(問52) 相続税および贈与税の納税に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

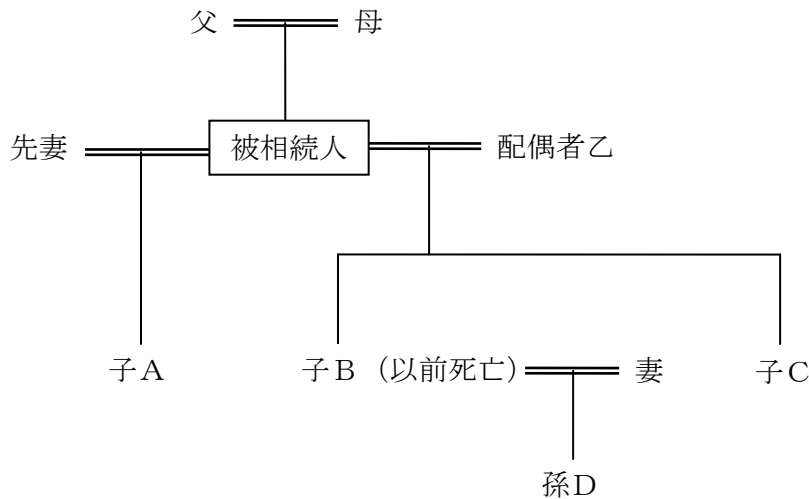
1. 相続税の納税方法は、金銭による一括納付か延納を選択して納税することができる。
2. 相続税の延納期間は、取得した相続財産のうちに占める不動産等の割合に応じて3年～10年と定められている。
3. 贈与税の納税方法には、物納の制度はない。

(問53) 相続時精算課税制度に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 贈与者は贈与時において60歳以上の親または祖父母が対象となる。
2. 特別控除額を超えた部分の金額については、一律20%の税率が課税される。
3. 本制度の適用対象者である受贈者は、適用対象者の贈与者一人からのみ、本制度の適用を受けることができる

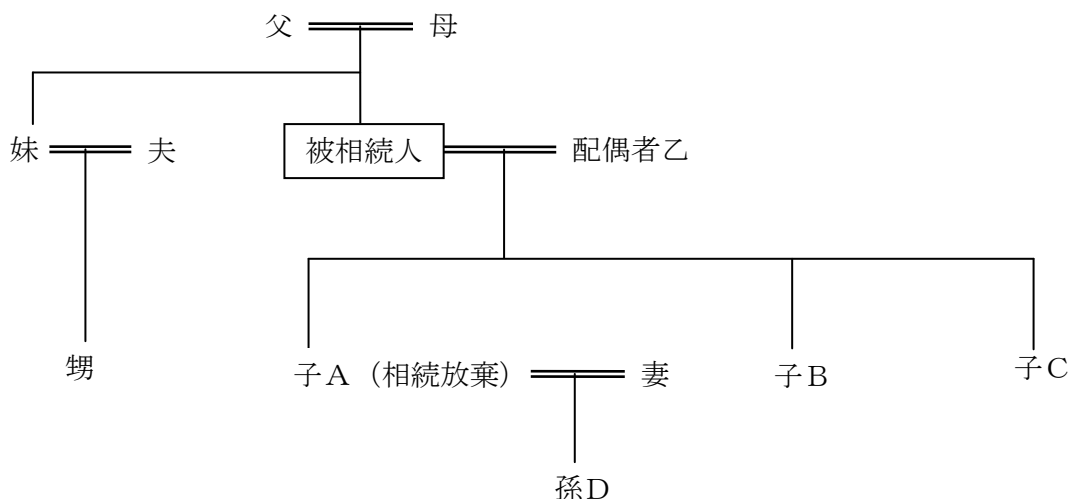
第5問 次の各文章（問54）～（問58）の1～4の中から正解肢を選び、その番号を
解答用紙にマークしなさい。（各3点）

（問54）次の親族関係図において、民法で規定されている法定相続人と法定相続分の組み
合わせとして次の記述のうち、正しいものはどれか。



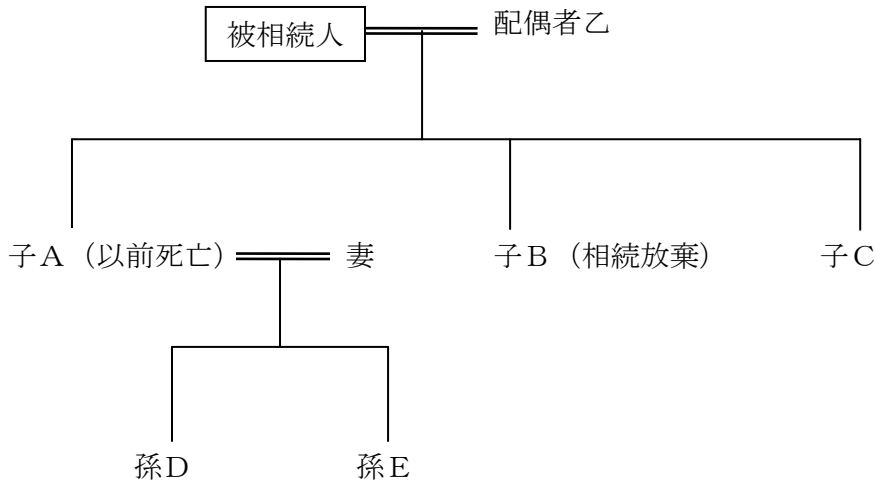
1. 配偶者乙 $1/2$ 、子C $1/4$ 、孫D $1/4$
2. 配偶者乙 $2/3$ 、父 $1/8$ 、母 $1/8$ 、子C $1/8$ 、孫D $1/8$
3. 配偶者乙 $2/3$ 、父 $1/8$ 、母 $1/8$ 、子A $1/8$ 、子C $1/8$
4. 配偶者乙 $1/2$ 、子A $1/6$ 、子C $1/6$ 、孫D $1/6$

（問55）次の親族関係図において、民法で規定されている法定相続人と法定相続分の組み
合わせとして次の記述のうち、正しいものはどれか。



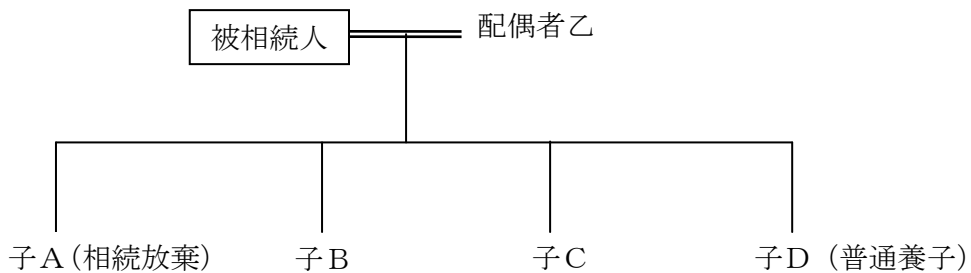
1. 配偶者乙 $1/2$ 、子A $1/6$ 、子B $1/6$ 、子C $1/6$
2. 配偶者乙 $1/2$ 、子B $1/4$ 、子C $1/4$
3. 配偶者乙 $2/3$ 、父 $1/6$ 、母 $1/6$
4. 配偶者乙 $3/4$ 、父 $1/12$ 、母 $1/12$ 、妹 $1/12$

(問題 56) 次の親族関係図において、民法で規定されている法定相続人と法定相続分の組み合わせとして正しいものはどれか。



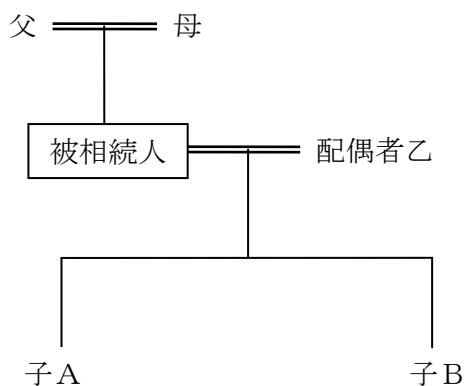
1. 配偶者乙 $1/2$ 、子B $1/4$ 、子C $1/4$
2. 配偶者乙 $1/2$ 、子B $1/6$ 、子C $1/6$ 、孫D $1/12$ 、孫E $1/12$
3. 配偶者乙 $1/2$ 、子C $1/4$ 、孫D $1/8$ 、孫E $1/8$
4. 配偶者乙 $1/2$ 、子C $1/2$

(問題 57) 次の親族関係図において、相続税の基礎控除額として正しいものはどれか。



1. 3,600万円
2. 4,800万円
3. 5,400万円
4. 6,000万円

(問題 58) 次の親族関係図において、各人の遺留分の組み合わせとして正しいものはどれか。



1. 配偶者乙 $1/4$ 、子A $1/8$ 、子B $1/8$
2. 父 $1/12$ 、母 $1/12$ 、配偶者乙 $1/3$ 、子A $1/6$ 、子B $1/6$
3. 配偶者乙 $1/2$ 、子A $1/4$ 、子B $1/4$
4. 父 $1/12$ 、母 $1/12$ 、配偶者乙 $1/3$

第6問 相続税の計算において、宅地等の評価につき設けられている小規模宅地等の特例の適用に関して述べる次の記述につき、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。(各1点)

(問 59) 被相続人の居住用宅地等を同居親族が取得し、相続税の申告期限まで保有し居住したが、申告期限の2年後に売却した。

→居住用宅地等の特例の適用を受けられ、 330 m^2 まで80%評価減となる。

(問 60) 被相続人の特定事業用宅地等を配偶者が取得したが、相続税の申告期限までに売却した。

→特定事業用宅地等の特例の適用を受けられない。